

鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事

図 面 目 録			
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
E - 0 1	電気工事特記仕様書(1)	E - 1 6	屋内運動場1階制御配線図
E - 0 2	電気工事特記仕様書(2)	E - 1 7	屋内運動場2階制御配線図
E - 0 3	電気工事特記仕様書(3)、凡例	E - 1 8	格技場1、2階制御配線図
E - 0 4	配置図・付近見取図		
E - 0 5	屋内運動場空調配線参考系統図(1)		
E - 0 6	屋内運動場空調配線参考系統図(2)		
E - 0 7	格技場空調配線参考系統図		
E - 0 8	盤結線図(1)		
E - 0 9	盤結線図(2)		
E - 1 0	屋外配線図		
E - 1 1	屋外室外機周り電源配線図		
E - 1 2	屋内運動場1階電源配線図		
E - 1 3	屋内運動場2階電源配線図		
E - 1 4	格技場1、2階電源配線図		
E - 1 5	屋外室外機周り制御配線図		

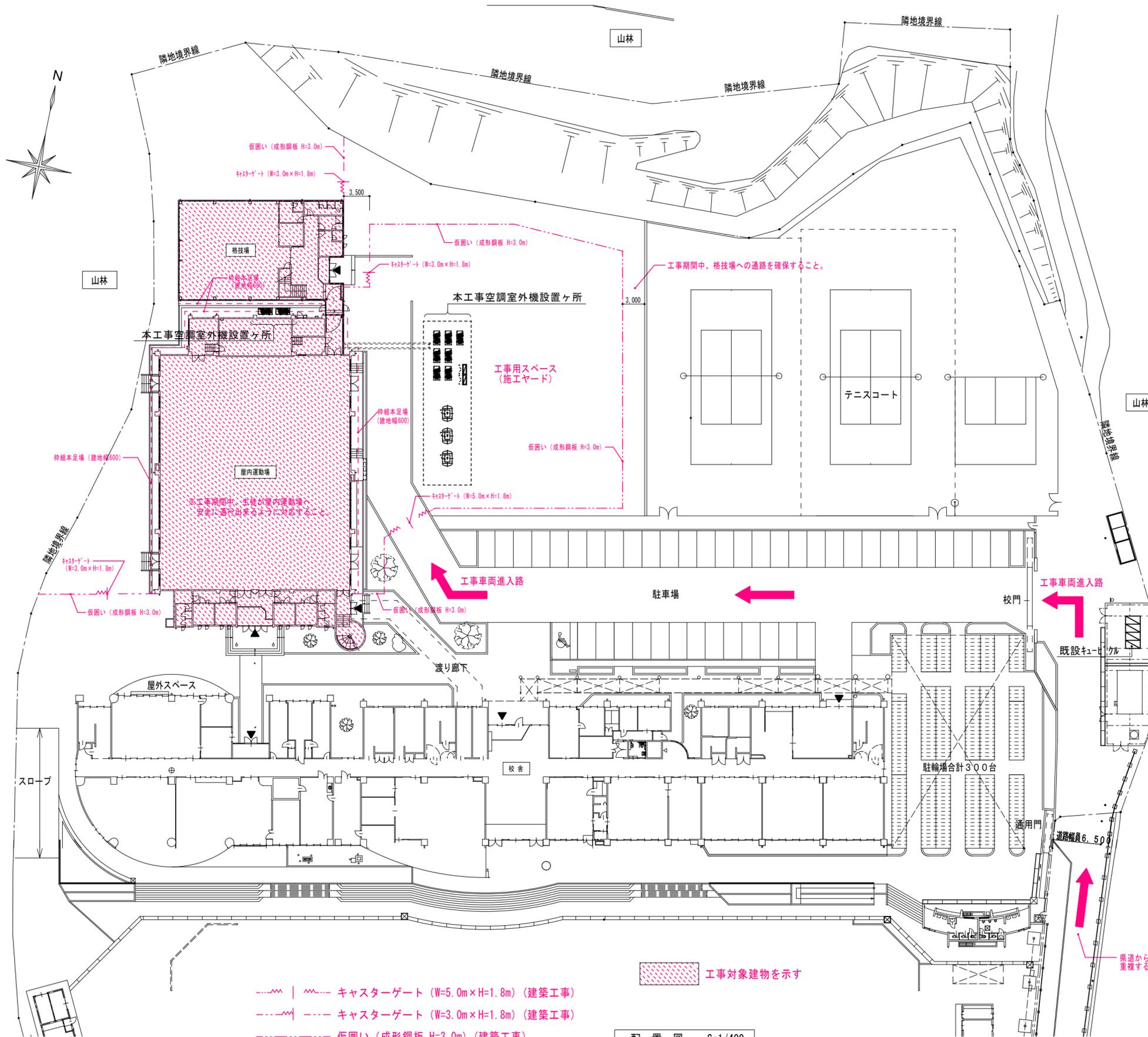
． 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1． 工事名称	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事	⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	⑪ 交通安全管理	給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。 ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。 ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。 ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請業者者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。 ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。
2． 工事場所	鳴門市大麻町池谷				
3． 敷地面積	—				
4． 構造・規模	A． 屋内運動場：鉄骨造2階建て 延べ床面積＝1,085㎡ B． 格 技 場 ：鉄骨造2階建て 延べ床面積＝ 518㎡				
5． 工事概要	屋内運動場及び格技場に空調機を新設する工事に伴う電気工事				
6． 工事種目	電気工事 1、電源配管配線設備工事 2、制御配管配線設備工事 3、既設器具再取付工事				
． 共通仕様書		⑨ 電気保安技術者等	電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工士の資格を有する者とする。	⑫ 発生材の処理等	発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3)産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6)空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
① 適用基準	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年版	⑩ 施工中の安全確保	工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事を記載し、顔写真を添付すること。 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	⑬ 発生材の処理等	資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
② 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 質問回答書（ から に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（建築工事仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等		また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版）		資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
③ 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンス）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びビシートの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びビシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		受注者は、工期中に安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。		建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
⑤ 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。		受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。		建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
⑥ 施工計画書等	施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。		本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
⑦ 下請負人の選定	受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。		作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日に施設管理者と協議すること。		受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図面に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
					標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

	J O B	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事		N o
	T I T L E	SCALE	DATE	E-01
	電気工事 特記仕様書（1）			 株式会社 松村建築計画研究所 管理 建築士 松村史朗 1級建築士登録119292号 PHONE(088)686-6491

項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																												
⑮ 化学物質を分散する建築材料等	<p>本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(4)塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p> <p>(5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。</p>			<p>工事写真は完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。</p> <p>完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で明確に確認できること。</p> <p>工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁官庁部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(完了検査手数料等)については、請負者の負担とする。</p> <p>火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	③ 他工事との取り合い	<p>他工事との取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>その 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(GLまで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラリ取り付け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等市が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>		建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他	梁、壁、床スリーブ入れ						同上穴埋補修						スリーブ開口補強(鉄筋)						同上(リンブレン等)						床、天井点検口						設備機器天井開口墨出						同上切込み及び開口補強						衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め						縦樋(GLまで)						盤、便器等の箱入れ						同上補強						給排気ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事					
区 分	サ イ ズ																																																																																																	
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																	
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																	
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																																	
	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	その 他																																																																																													
梁、壁、床スリーブ入れ																																																																																																		
同上穴埋補修																																																																																																		
スリーブ開口補強(鉄筋)																																																																																																		
同上(リンブレン等)																																																																																																		
床、天井点検口																																																																																																		
設備機器天井開口墨出																																																																																																		
同上切込み及び開口補強																																																																																																		
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め																																																																																																		
縦樋(GLまで)																																																																																																		
盤、便器等の箱入れ																																																																																																		
同上補強																																																																																																		
給排気ガラリ取り付け																																																																																																		
空調機器類の基礎工事																																																																																																		
⑯ 施工	<p>設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	⑳ 火災保険			⑤ 技能士の適用																																																																																													
⑰ 建設機械等	<p>排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規定に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>特定自主検査 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、市の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>	㉑ 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除																																																																																																
⑱ 工事看板等	<p>工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p>																																																																																																	
⑲ 設計変更箇所確認	<p>設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>																																																																																																	
⑳ 工事検査及び技術検査	<p>鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>外壁改修工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																																																																																																	
㉑ 完成図等	<p>提出書類 ・竣工図(製本2部、電子データ1部) ・工事写真(写真帳2部、電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部、電子データ1部) ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書(必要部数)</p> <p>しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、DXF形式及びJWW形式をCD-R等に保存する。</p>																																																																																																	
		改修工事特記仕様書																																																																																																
章	項 目	特 記 事 項																																																																																																
1 章 改 修 一 般 共 通 事 項	① 施工条件	<p>施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事は夏休みに入ってから工事を開始すること。 ・施工順序は学校・施設管理者と協議の上決定すること。 ・本工事期間中も施設を使用するため、学校・施設管理者との連絡を綿密にし、生徒及び施設利用者の通行等に支障を及ぼさないよう十分注意すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。 また、休日においても学校・施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・施設管理者と協議すること。 また、人員配置及び施工計画を綿密に行い、遅滞のないようにつとめること。 ・前面道路は通学路であるため、学校・施設管理者が指示する時間帯は工事車両の通行をしないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に学校・施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 																																																																																																
	② 交通誘導警備員	<p>交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、大型車輛等の出入りがある場合及び安全対策として、適宜必要だとと思われる場合に配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている・義務付けられていない)。 ・警備員は、延 人(昼 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、監督員へ提出しなければならない。 																																																																																																

	J O B	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事			N o	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗 <small>1級建築士登録119292号 PHONE(088)686-6491</small>
	T I T L E	SCALE	DATE	E-02		
	電気工事 特記仕様書(2)					

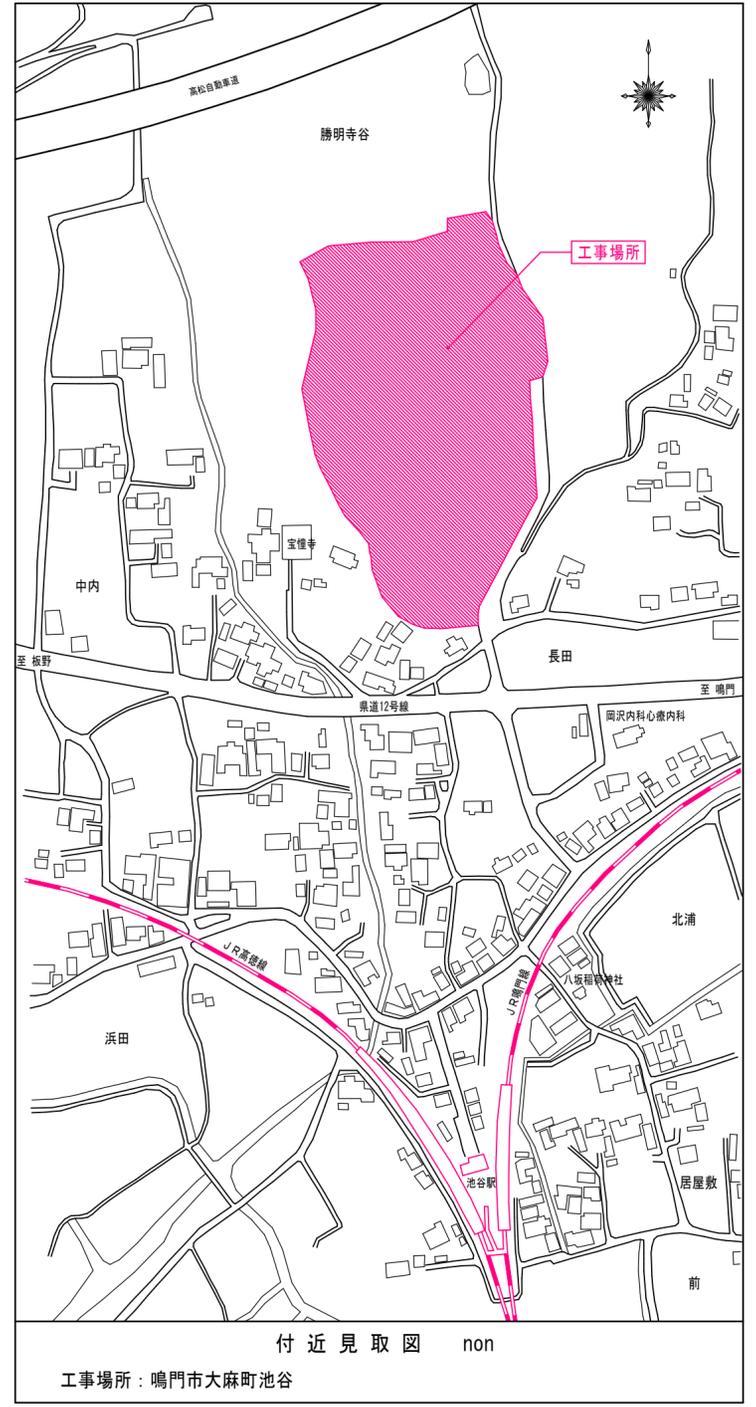
章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項		電 気 工 事 凡 例																																																												
2章 改修仮設工事	① 一般事項	着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。		4章 電気工事	① 電気工事特記事項	<ul style="list-style-type: none"> (印のある項目について適用する) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。 最上階の天井配管は、原則として二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。) 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 フラッシュプレートの材質は新金属製とする。 カバープレート及びブルボックス蓋には、シール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示は、エッチング文字とする。 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。 なお、屋外露出部分及びマンホール・ハンドホール等耐候性を必要とする箇所の表示は、エッチング文字とする。 屋外のステンレス製防水形ブルボックスは、焼付塗装とする。 スリーブ材料は原則として水密を要する箇所はつば付き銅管、地中部分で水密を要しない箇所は硬質塩ビ管、それ以外は亜鉛めっき鋼板とする。 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。 E D 接地極の材料はE BとしD=10、L=1500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。 P F 管は波付一重管、タイプ-25とする。 屋上、屋側及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)または、熔融亜鉛メッキ製とし、塗装は行わない。 あと施工アンカーボルトは、原則おねじ形メカニカルアンカー又は樹脂製アンカーとし、屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。 (○一般居室、廊下等 ○屋外) 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。 地中管路の埋設深さは0.6m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。 掘削作業に際して、事前に当該作業範囲内の埋設物、特に電力、通信、ガス及び水道等の埋設経路の調査を行う。 改修又は増設工事等において、既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等又はニュートラルスイッチの負荷側の近くに設ける。 単線接地線の接続には、セルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。 太さ1.4mm2以上の電線をターミナルラグ(圧着端子)により機器に接続する場合は、増縁確認の表示を行う。 電線、ケーブル(盤内を含む)のふ設にあたっては、周囲温度状況並びに電線類の多本数結束等により、設計許容電流が減少しないか確認のうえ施工する。 機材の検査に伴う試験のうち、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。 通信・情報設備の弱電流電線について、絶縁抵抗測定を行う。 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検、並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。 PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記 号</th> <th>名 称</th> <th>通 用</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>電源盤 L-AC</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>切替・スイッチ盤 RK</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調室外機</td> <td></td> <td>別途空調工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空調室内機</td> <td></td> <td>別途空調工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>既製品ハンドH-ル</td> <td>600*600*600H 蓋 600 R2K(20kN)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既製品ハンドH-ル</td> <td>600*600*600H 蓋 600 R8K(80kN)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既製品ハンドH-ル</td> <td>900*900*600H 蓋 600 R2K(20kN)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルボックス</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルボックス(屋外防水型SUS製)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケーブルラック</td> <td>蓋付</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>露出配管配線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地中埋設配管配線</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管配線立上げ引下げ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					記 号	名 称	通 用	備 考		電源盤 L-AC				切替・スイッチ盤 RK				空調室外機		別途空調工事		空調室内機		別途空調工事		既製品ハンドH-ル	600*600*600H 蓋 600 R2K(20kN)			既製品ハンドH-ル	600*600*600H 蓋 600 R8K(80kN)			既製品ハンドH-ル	900*900*600H 蓋 600 R2K(20kN)			ブルボックス				ブルボックス(屋外防水型SUS製)				ケーブルラック	蓋付			露出配管配線				地中埋設配管配線				配管配線立上げ引下げ		
	記 号	名 称	通 用		備 考																																																															
		電源盤 L-AC																																																																		
		切替・スイッチ盤 RK																																																																		
	空調室外機		別途空調工事																																																																	
	空調室内機		別途空調工事																																																																	
	既製品ハンドH-ル	600*600*600H 蓋 600 R2K(20kN)																																																																		
	既製品ハンドH-ル	600*600*600H 蓋 600 R8K(80kN)																																																																		
	既製品ハンドH-ル	900*900*600H 蓋 600 R2K(20kN)																																																																		
	ブルボックス																																																																			
	ブルボックス(屋外防水型SUS製)																																																																			
	ケーブルラック	蓋付																																																																		
	露出配管配線																																																																			
	地中埋設配管配線																																																																			
	配管配線立上げ引下げ																																																																			
② 養生	<p>既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法: プレート+合板等)</p> <p>既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法: プレート等)</p> <p>仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。(仕様: 片面 せっこうボード 厚 9.5 張)</p> <p>仮設庫(仕様: 合板張り木製庫 シツゲ-錠付)</p>																																																																			
③ 監督員事務所	<p>監督員事務所は(設ける(面積 m2程度) 設けない)</p> <p>監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带 (3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他</p>																																																																			
④ 工事用水、電力等	<p>既存電力利用(出来る(出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p> <p>既存水利用(出来る(出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p>																																																																			
⑤ 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	<p>同用地は、(図示の場所に)用意していないので業者にて)設けること。 ただし、学校・施設管理者と協議すること。</p>																																																																			
3章 躯体工事(1)土工事	① 根切り	<p>周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>根切り底は、地盤をかき乱さないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>		② 機材等指定	<p>本工事に使用する機材等は下表による。(印のある項目について適用する)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機 材 名</th> <th>製 造 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>電線管類・同附属品</td> <td>J I S 等規格品</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>電 線・ケーブル</td> <td>J I S、J C S 等規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐火・耐熱ケーブル</td> <td>消防庁告示による表示品</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>配線器具</td> <td>J I S 等規格品</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>分電盤・制御盤・端子盤</td> <td>ハガツカ㈱、(株)月の宮電機、一光電機㈱、香東電機㈱、山英電機㈱ 四変テック㈱、内外電機㈱、日東工業㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>キュービュ式配電盤</td> <td>一光電機㈱、(株)かわでん、香東電機㈱、山英電機㈱、四変テック㈱、 ㈱正興電機製作所、ダイシン電機㈱、(株)月の宮電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明機具</td> <td>ハガツカ㈱、東芝ライテック㈱、岩崎電気㈱、大光電機㈱、㈱日立製作所、 山田照明㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電気時計装置</td> <td>セイコパシフィック㈱、ハガツカ㈱、シチズンT I C (株)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>拡声装置</td> <td>アイオー㈱、東芝ライテック㈱、日本ビクター㈱、日本無線㈱、ハガツカ㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テレビ共聴機器</td> <td>D X アンテナ㈱、東芝ライテック㈱、㈱日立国際電気、日本アンテナ㈱、 マスプロ電工㈱、ハガツカ㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>呼出し装置</td> <td>アイホン㈱、㈱ケアコム、東芝ライテック㈱、㈱日立製作所、ハガツカ㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>インターホン</td> <td>アイオー㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火災報知器</td> <td>日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>カバープレート-蓋</td> <td>㈱一中、伊藤鉄工㈱、加ノ川㈱、(株)工技研究所、㈱小島製作所、昭和機器工業(株) 第一機材(株)、ダイノ㈱、大和重工業㈱、㈱中部コネクト、友鉄工業㈱、二宮産業㈱ ㈱エフ、㈱長谷川精工所、福西鍾物㈱、北勢工業㈱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避雷針</td> <td>大阪避雷針工業㈱、東京避雷針工業㈱、第一避雷針工業㈱、日本避雷針工業㈱ 村田電機製作所㈱、I-スライ(株)</td> </tr> </tbody> </table>			機 材 名	製 造 業 者 名	○	電線管類・同附属品	J I S 等規格品	○	電 線・ケーブル	J I S、J C S 等規格品		耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品	○	配線器具	J I S 等規格品	○	分電盤・制御盤・端子盤	ハガツカ㈱、(株)月の宮電機、一光電機㈱、香東電機㈱、山英電機㈱ 四変テック㈱、内外電機㈱、日東工業㈱		キュービュ式配電盤	一光電機㈱、(株)かわでん、香東電機㈱、山英電機㈱、四変テック㈱、 ㈱正興電機製作所、ダイシン電機㈱、(株)月の宮電機		照明機具	ハガツカ㈱、東芝ライテック㈱、岩崎電気㈱、大光電機㈱、㈱日立製作所、 山田照明㈱		電気時計装置	セイコパシフィック㈱、ハガツカ㈱、シチズンT I C (株)		拡声装置	アイオー㈱、東芝ライテック㈱、日本ビクター㈱、日本無線㈱、ハガツカ㈱		テレビ共聴機器	D X アンテナ㈱、東芝ライテック㈱、㈱日立国際電気、日本アンテナ㈱、 マスプロ電工㈱、ハガツカ㈱		呼出し装置	アイホン㈱、㈱ケアコム、東芝ライテック㈱、㈱日立製作所、ハガツカ㈱		インターホン	アイオー㈱		火災報知器	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの	○	カバープレート-蓋	㈱一中、伊藤鉄工㈱、加ノ川㈱、(株)工技研究所、㈱小島製作所、昭和機器工業(株) 第一機材(株)、ダイノ㈱、大和重工業㈱、㈱中部コネクト、友鉄工業㈱、二宮産業㈱ ㈱エフ、㈱長谷川精工所、福西鍾物㈱、北勢工業㈱		避雷針	大阪避雷針工業㈱、東京避雷針工業㈱、第一避雷針工業㈱、日本避雷針工業㈱ 村田電機製作所㈱、I-スライ(株)														
		機 材 名	製 造 業 者 名																																																																	
	○	電線管類・同附属品	J I S 等規格品																																																																	
	○	電 線・ケーブル	J I S、J C S 等規格品																																																																	
		耐火・耐熱ケーブル	消防庁告示による表示品																																																																	
	○	配線器具	J I S 等規格品																																																																	
○	分電盤・制御盤・端子盤	ハガツカ㈱、(株)月の宮電機、一光電機㈱、香東電機㈱、山英電機㈱ 四変テック㈱、内外電機㈱、日東工業㈱																																																																		
	キュービュ式配電盤	一光電機㈱、(株)かわでん、香東電機㈱、山英電機㈱、四変テック㈱、 ㈱正興電機製作所、ダイシン電機㈱、(株)月の宮電機																																																																		
	照明機具	ハガツカ㈱、東芝ライテック㈱、岩崎電気㈱、大光電機㈱、㈱日立製作所、 山田照明㈱																																																																		
	電気時計装置	セイコパシフィック㈱、ハガツカ㈱、シチズンT I C (株)																																																																		
	拡声装置	アイオー㈱、東芝ライテック㈱、日本ビクター㈱、日本無線㈱、ハガツカ㈱																																																																		
	テレビ共聴機器	D X アンテナ㈱、東芝ライテック㈱、㈱日立国際電気、日本アンテナ㈱、 マスプロ電工㈱、ハガツカ㈱																																																																		
	呼出し装置	アイホン㈱、㈱ケアコム、東芝ライテック㈱、㈱日立製作所、ハガツカ㈱																																																																		
	インターホン	アイオー㈱																																																																		
	火災報知器	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの																																																																		
○	カバープレート-蓋	㈱一中、伊藤鉄工㈱、加ノ川㈱、(株)工技研究所、㈱小島製作所、昭和機器工業(株) 第一機材(株)、ダイノ㈱、大和重工業㈱、㈱中部コネクト、友鉄工業㈱、二宮産業㈱ ㈱エフ、㈱長谷川精工所、福西鍾物㈱、北勢工業㈱																																																																		
	避雷針	大阪避雷針工業㈱、東京避雷針工業㈱、第一避雷針工業㈱、日本避雷針工業㈱ 村田電機製作所㈱、I-スライ(株)																																																																		
② 排水	<p>工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。</p>																																																																			
③ 埋め戻し及び盛土	<p>使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。</p>																																																																			
④ 地均し	<p>建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>																																																																			
⑤ 建設発生土の処理	<p>場内敷き均しとする。</p>																																																																			
⑥ 建設発生汚泥の処理	<p>現場内再生利用とする。</p> <p>発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容等を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。</p> <p>舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。</p>																																																																			
3章 躯体工事(2)地業工事	① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>材料は、市場品とする。</p> <p>砂利及び砂地業 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石(再生クラッシュ))とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用部位</th> <th>厚 さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>図 示</td> <td>図 示</td> <td>RC40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。</p> <p>締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは50mmとする。</p>		種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュラン	図 示	図 示	RC40																																																	
種 別	使用部位	厚 さ	粒度範囲																																																																	
切込砂利																																																																				
切込砕石																																																																				
再生クラッシュラン	図 示	図 示	RC40																																																																	



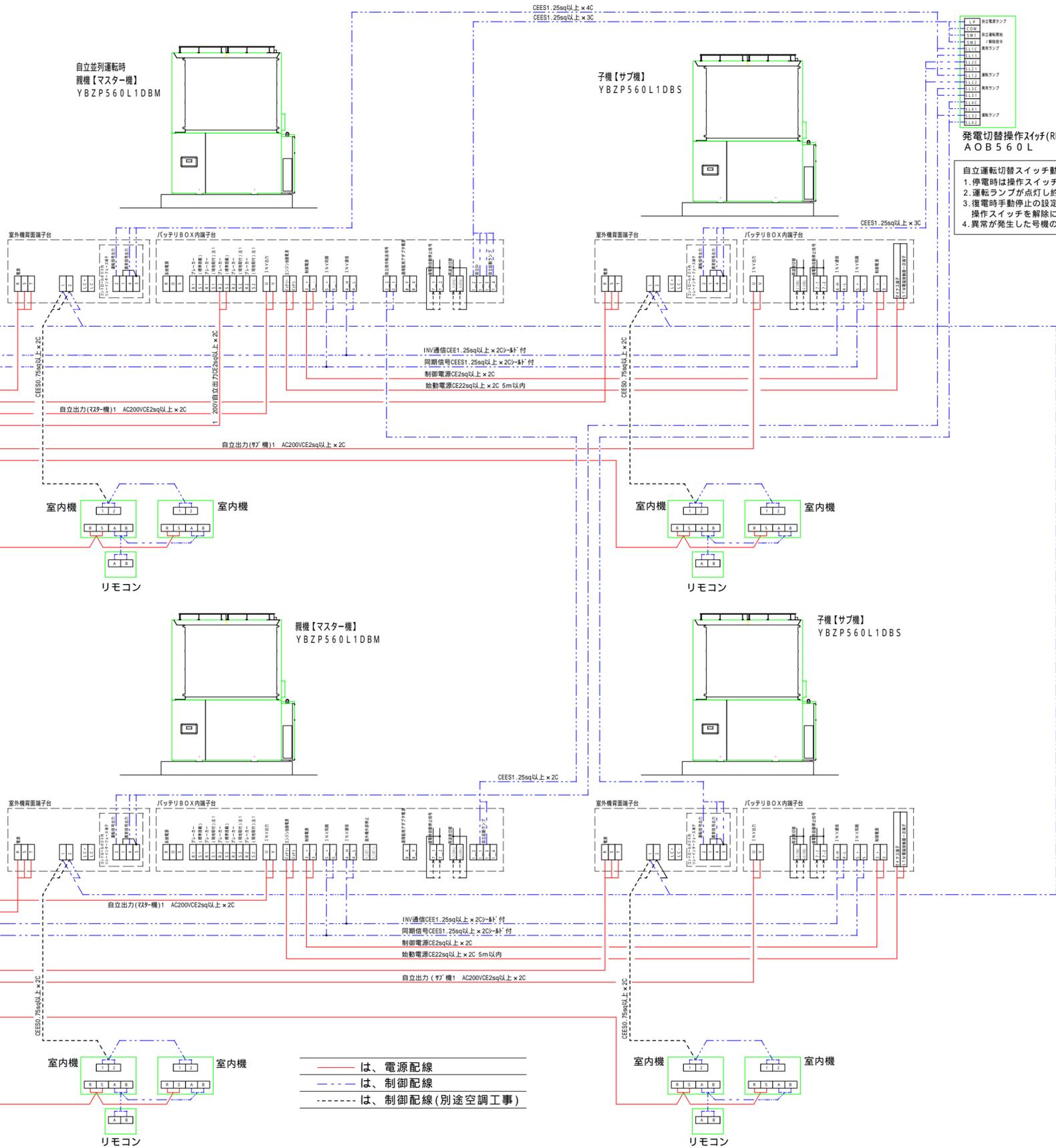
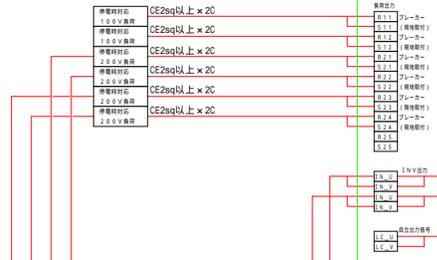
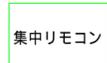
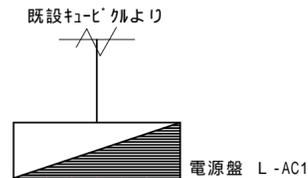
- |--- キャスターゲート (W=5.0m×H=1.8m) (建築工事)
- |--- キャスターゲート (W=3.0m×H=1.8m) (建築工事)
- 仮囲い (成形鋼板 H=3.0m) (建築工事)
- 枠組本足場 (建地幅600) (建築工事)

■ 工事対象建物を示す

配置図 S=1/400



県道から工事車両進入路が一般車両、及び生徒の通学路と重複するため、工事車両の制限速度を県道より20km/hとする。



1	電源ランプ
2	電源ランプ
3	電源ランプ
4	電源ランプ
5	電源ランプ
6	電源ランプ
7	電源ランプ
8	電源ランプ
9	電源ランプ
10	電源ランプ
11	電源ランプ
12	電源ランプ
13	電源ランプ
14	電源ランプ
15	電源ランプ
16	電源ランプ
17	電源ランプ
18	電源ランプ
19	電源ランプ
20	電源ランプ

発電切替操作スイッチ(RK1組込)
AOB560L

- 自立運転切替スイッチ動作仕様
1. 停電時は操作スイッチを開始にし運転開始
 2. 運転ランプが点灯し約2分後に給電を開始
 3. 復電時手動停止の設定になっている場合には操作スイッチを解除にする
 4. 異常が発生した号機の故障ランプが点灯する

注1 標準搭載のELCBは、三菱電機製 NV-L22SLRになります。
現地取付の際、標準搭載品を使用すると、3台(AC100V:1台、AC200V:2台)
増設出来ます。標準搭載品と違うものを取付の場合は、DINレールを準備して現地取付をしてください。

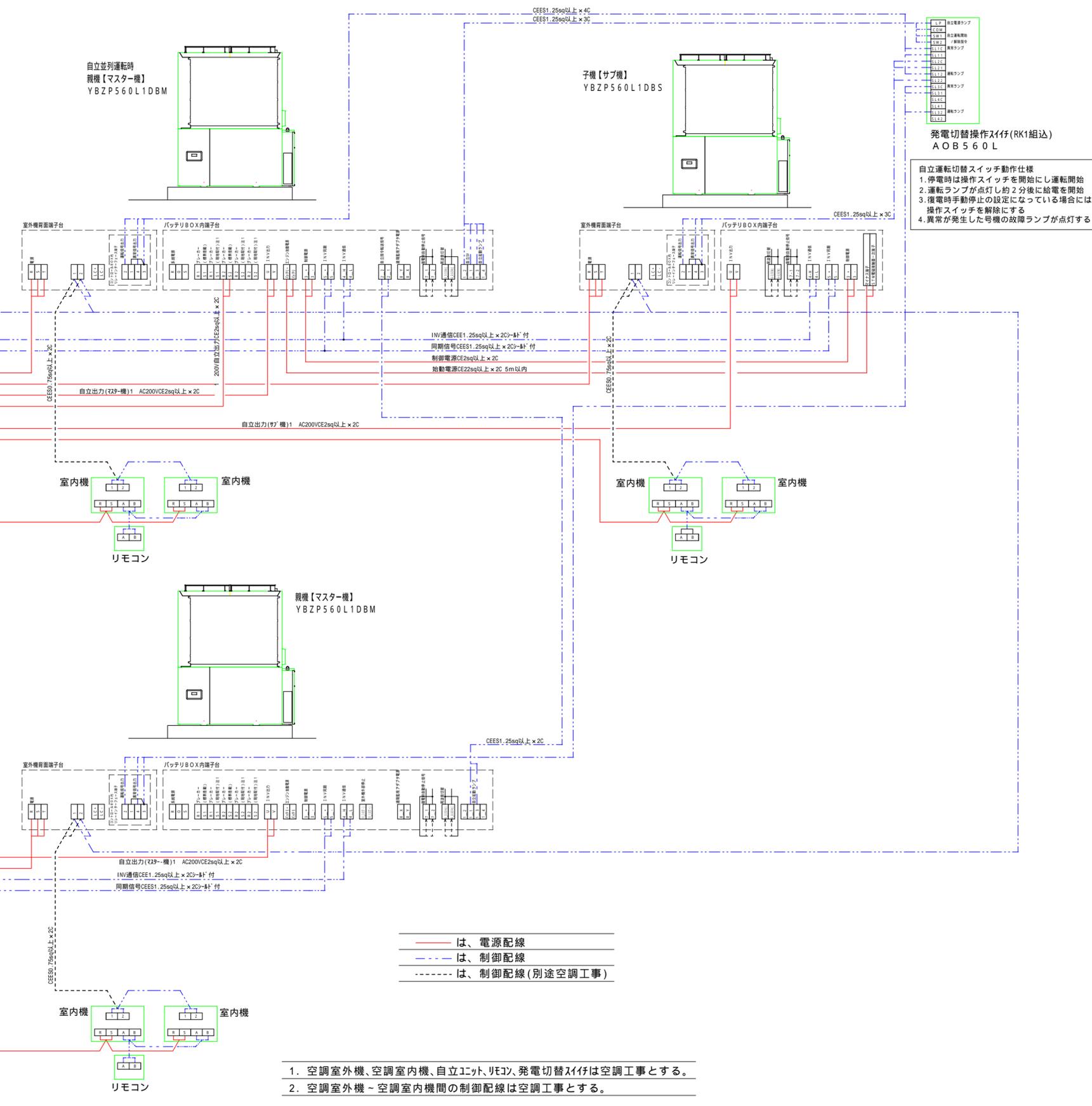
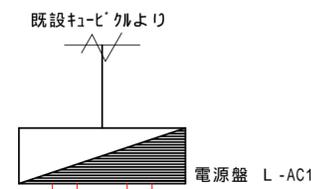
負荷接続例1	注記: 接続できない機器
空調室内機及びその他機器を自立負荷として接続する場合	自立負荷は信頼性が高いものや安全性を求められる用途に使用しないでください
1. 接続可能室内機台数 最大10台	・人命に関わる全ての医療機器やシステム
2. 接続可能室内機合計容量 50%~100%	・人身の安全に直接関連する用途に用いる機器(例: 車両、エレベータなど)
3. 停電時能力	・社会的に重大な損害を与える可能性のある用途に用いる機器(例: コンピュータシステムなど)
・空調能力 空調能力は通常時より低下します	・灯油やガスを用いた暖房機器
・発電能力 空調使用時: 2.3KVA	・食品類を扱う機器(例: 炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫など)
1: 発電能力は、インバーター側の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	・必要発電量の合計が発電定格出力値を超えるような機器の接続
2: 自立運転時には空調機集中機器は使用不可のため接続できません	・その他、電源が切れると生命や財産に損害を与える可能性がある機器(例: 電子レジスターなど)
	・上記に準ずる機器
負荷接続例2	
空調室内機を自立負荷として接続しない場合	
1. 接続可能室内機台数 最大32台(停電時は動きません)	
2. 接続可能室内機合計容量 50%~130%	
3. 停電時能力	
・空調能力 停電時は動きません	
・発電能力 2.5KVA	
1: 発電能力は、インバーター側の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	



1. 空調室外機、空調室内機、自立ユニット、リモコン、切替スイッチは空調工事とする。
2. 空調室外機~空調室内機間の制御配線は空調工事とする。

配線参考系統図





発電切替操作スイッチ(RK1組込)
A O B 5 6 0 L

自立運転切替スイッチ動作仕様
1. 停電時は操作スイッチを開始にし運転開始
2. 運転ランプが点灯し約2分後に給電を開始
3. 復電時手動停止の設定になっている場合には操作スイッチを解除にする
4. 異常が発生した号機の故障ランプが点灯する

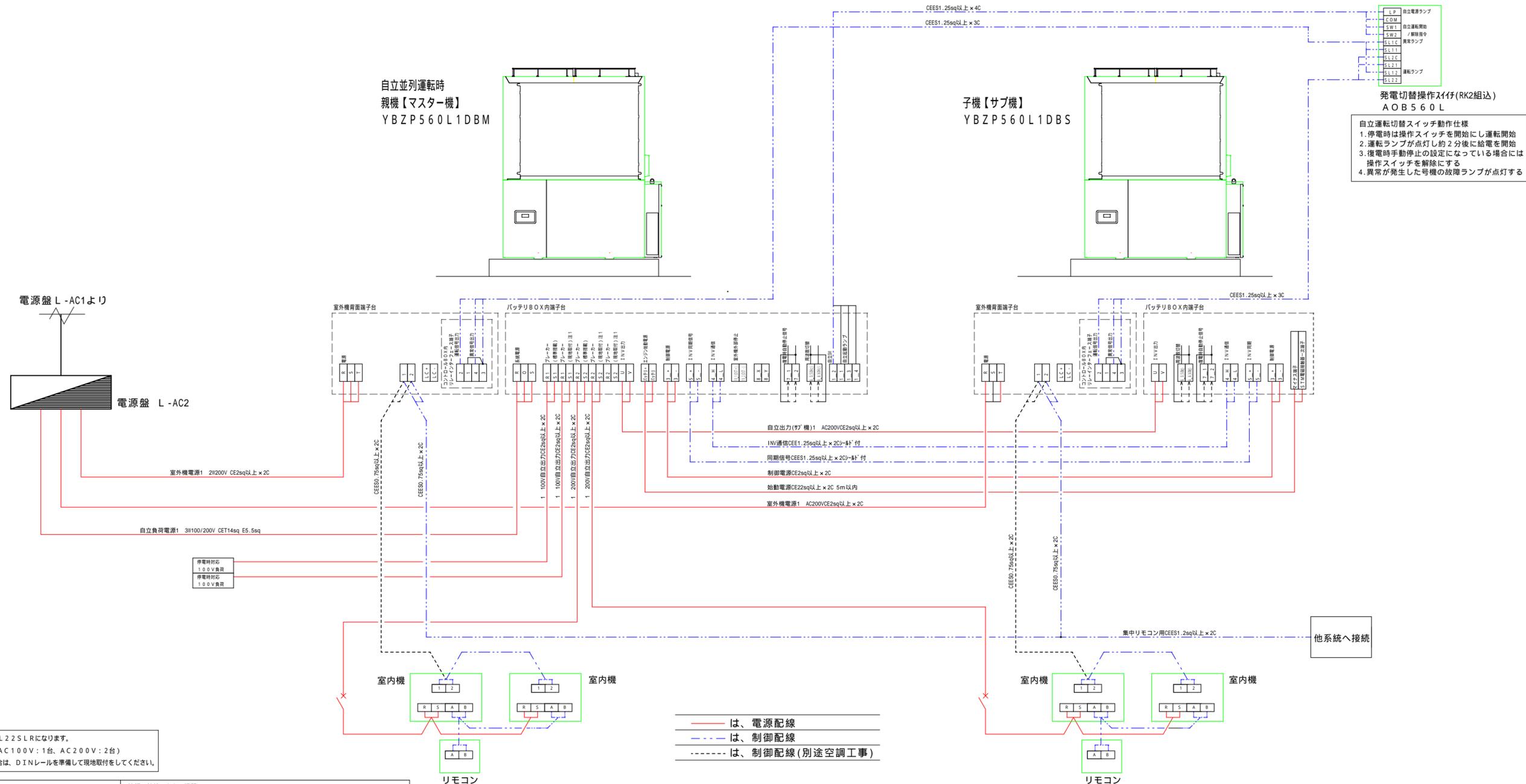
注1 標準搭載のELCBは、三菱電機製 NV-L22SLRになります。
現地取付の際、標準搭載品を使用すると、3台(AC100V:1台、AC200V:2台)
増設出来ます。標準搭載品と違うものを取付の場合は、DINレールを準備して現地取付をしてください。

負荷接続例1	注記: 接続できない機器
空調室内機及びその他機器を自立負荷として接続する場合	自立負荷は信頼性が高いものや安全性を求められる用途に使用しないでください
1. 接続可能室内機台数 最大10台	・人命に関わる全ての医療機器やシステム
2. 接続可能室内機合計容量 50% - 100%	・人身の安全に直接関連する用途に用いる機器(例: 車両、エレベータなど)
3. 停電時能力	・社会的に重大な損害を与える可能性のある用途に用いる機器(例: コンピュータシステムなど)
・空調能力 空調能力は通常時より低下します	・灯油やガスを用いた暖房機器
・発電能力 空調使用時: 2.3KVA	・食品類を扱う機器(例: 炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫など)
1: 発電能力は、インバーター端の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	・必要発電量の合計が発電定格出力値を超えるような機器の接続
2: 自立運転時は空調機集中機器は使用不可のため接続できません	・その他、電源が切れると生命や財産に損害を与える可能性がある機器(例: 電子レジスターなど)
	・上記に準ずる機器
負荷接続例2	
空調室内機を自立負荷として接続しない場合	
1. 接続可能室内機台数 最大32台(停電時は動きません)	
2. 接続可能室内機合計容量 50% - 130%	
3. 停電時能力	
・空調能力 停電時は動きません	
・発電能力 2.5KVA	
1: 発電能力は、インバーター端の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	

— は、電源配線
- - - は、制御配線
- - - - は、制御配線(別途空調工事)

1. 空調室外機、空調室内機、自立ユニット、リモコン、発電切替スイッチは空調工事とする。
2. 空調室外機 - 空調室内機間の制御配線は空調工事とする。

配線参考系統図



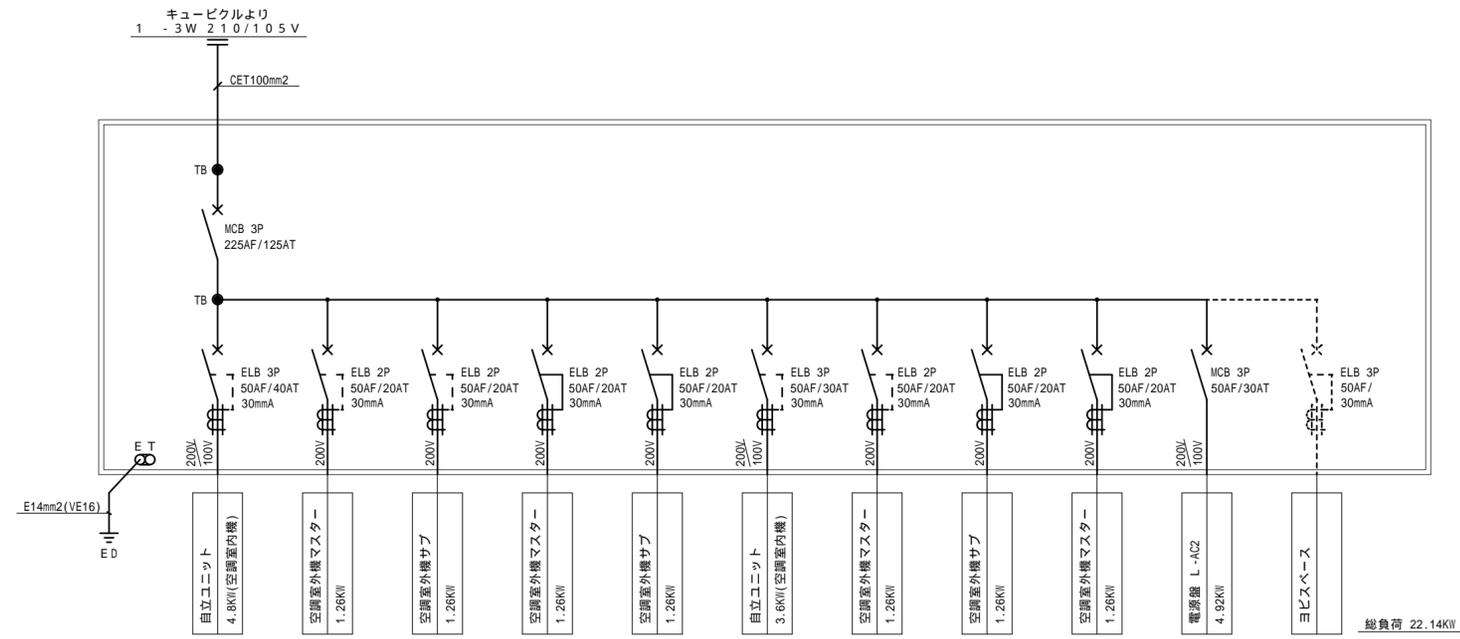
自立運転切替スイッチ動作仕様
 1. 停電時は操作スイッチを開始にし運転開始
 2. 運転ランプが点灯し約2分後に給電を開始
 3. 復電時手動停止の設定になっている場合には操作スイッチを解除にする
 4. 異常が発生した号機の故障ランプが点灯する

注1 標準搭載のELCBは、三菱電機製 NV-L22SLRになります。
 現地取付の際、標準搭載品を使用すると、3台(AC100V:1台、AC200V:2台)増設出来ます。標準搭載品と違うものを取付の場合は、DINレールを準備して現地取付をしてください。

負荷接続例1	注記：接続できない機器
空調室内機及びその他機器を自立負荷として接続する場合	自立負荷は信頼性が高いものや安全性を求められる用途に使用しないでください
1. 接続可能室内機台数 最大10台	・人命に関わる全ての医療機器やシステム
2. 接続可能室内機合計容量 50% - 100%	・人身の安全に直接関連する用途に用いる機器(例：車両、エレベータなど)
3. 停電時能力	・社会的に重大な損害を与える可能性のある用途に用いる機器(例：コンピュータシステムなど)
・空調能力 空調能力は通常時より低下します	・灯油やガスを用いた暖房機器
・発電能力 空調使用時：2.3KVA	・食品類を扱う機器(例：炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫など)
1：発電能力は、インバーター端の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	・必要発電量の合計が発電定格出力値を超えるような機器の接続
2：自立運転時には空調機集中機器は使用不可のため接続できません	・その他、電源が切れると生命や財産に損害を与える可能性がある機器(例：電子レジスターなど)
	・上記に準ずる機器
負荷接続例2	
空調室内機を自立負荷として接続しない場合	
1. 接続可能室内機台数 最大3台(停電時は動きません)	
2. 接続可能室内機合計容量 50% - 130%	
3. 停電時能力	
・空調能力 停電時は動きません	
・発電能力 2.5KVA	
1：発電能力は、インバーター端の発電出力値になります。実際の自立負荷の接続容量は、営業窓口までお問い合わせください。	

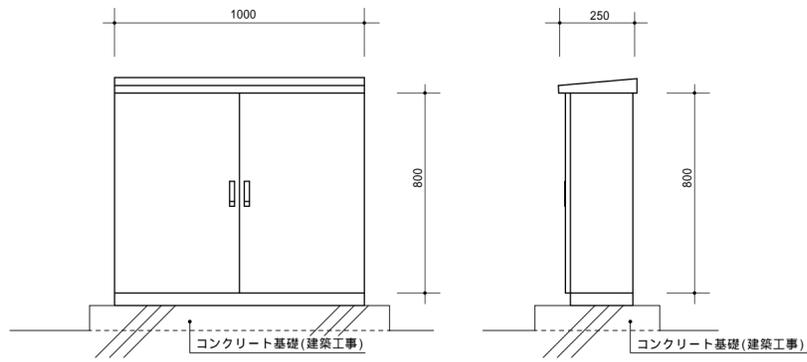
1. 空調室外機、空調室内機、自立ユニット、リモコン、発電切替スイッチは空調工事とする。
2. 空調室外機 - 空調室内機間の制御配線は空調工事とする。

配線参考系統図

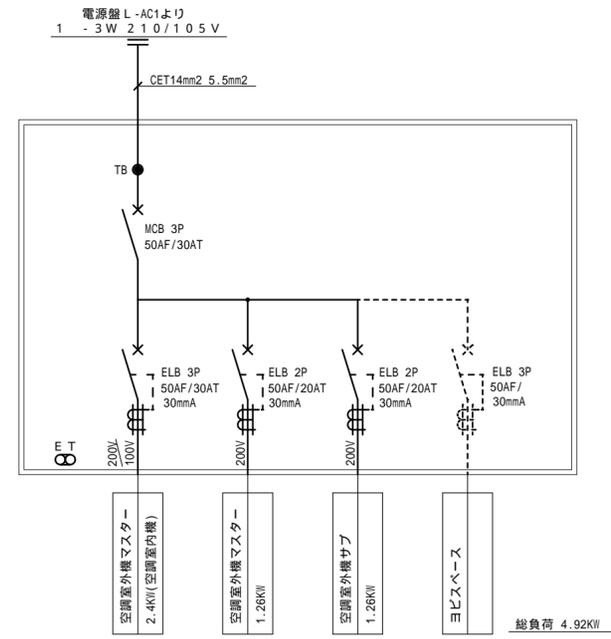


盤は屋外露出自立型	
函体	鋼板製
扉板	"
塗装	メラミン焼付指定色塗装

電源盤 L-AC1 結線図

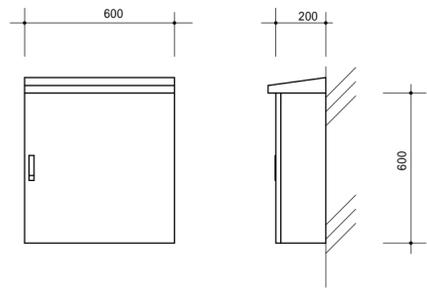


電源盤 L-AC1 参考図

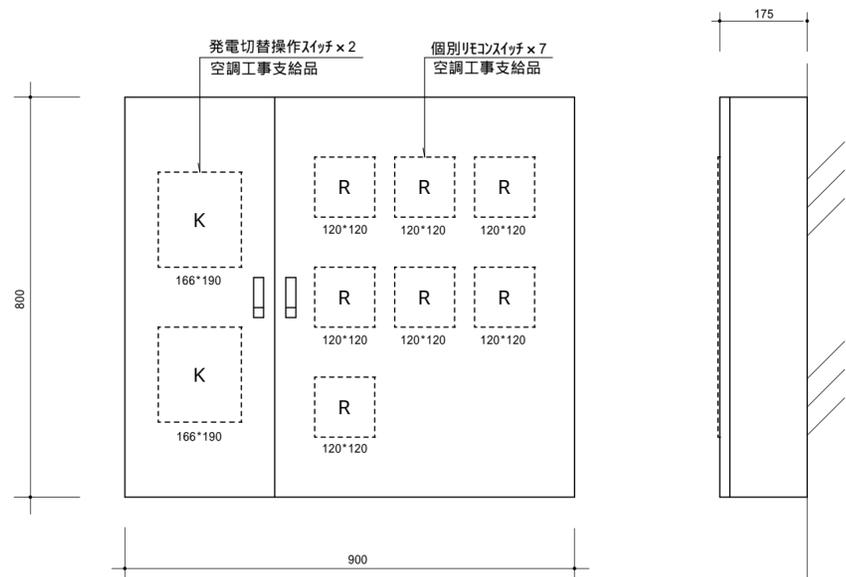


盤は屋外露出型	
函体	鋼板製
扉板	"
塗装	メラミン焼付指定色塗装

電源盤 L-AC2 結線図

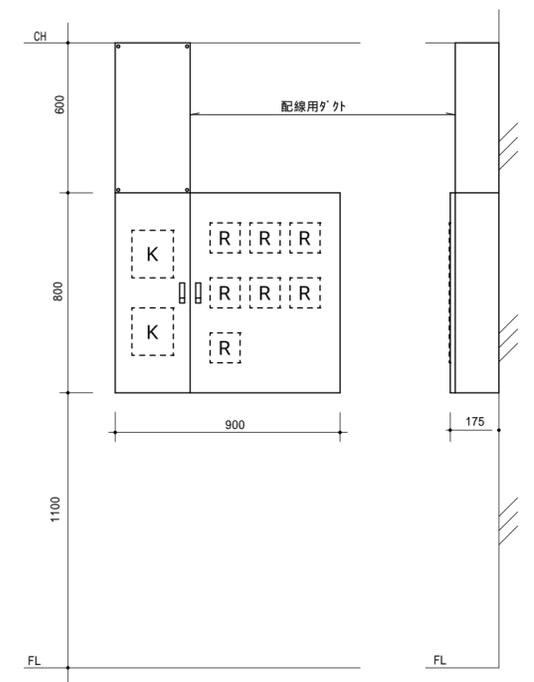


電源盤 L-AC2 参考図

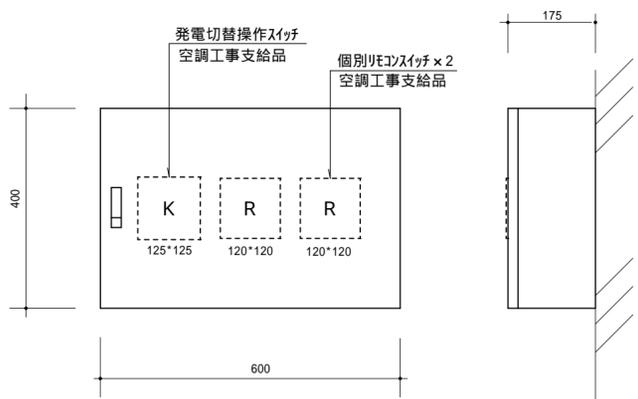


盤は屋内露出型	
函体	鋼板製
扉板	"
塗装	メラミン焼付指定色塗装

発電切替操作・リコン盤 R K 1 参考姿図

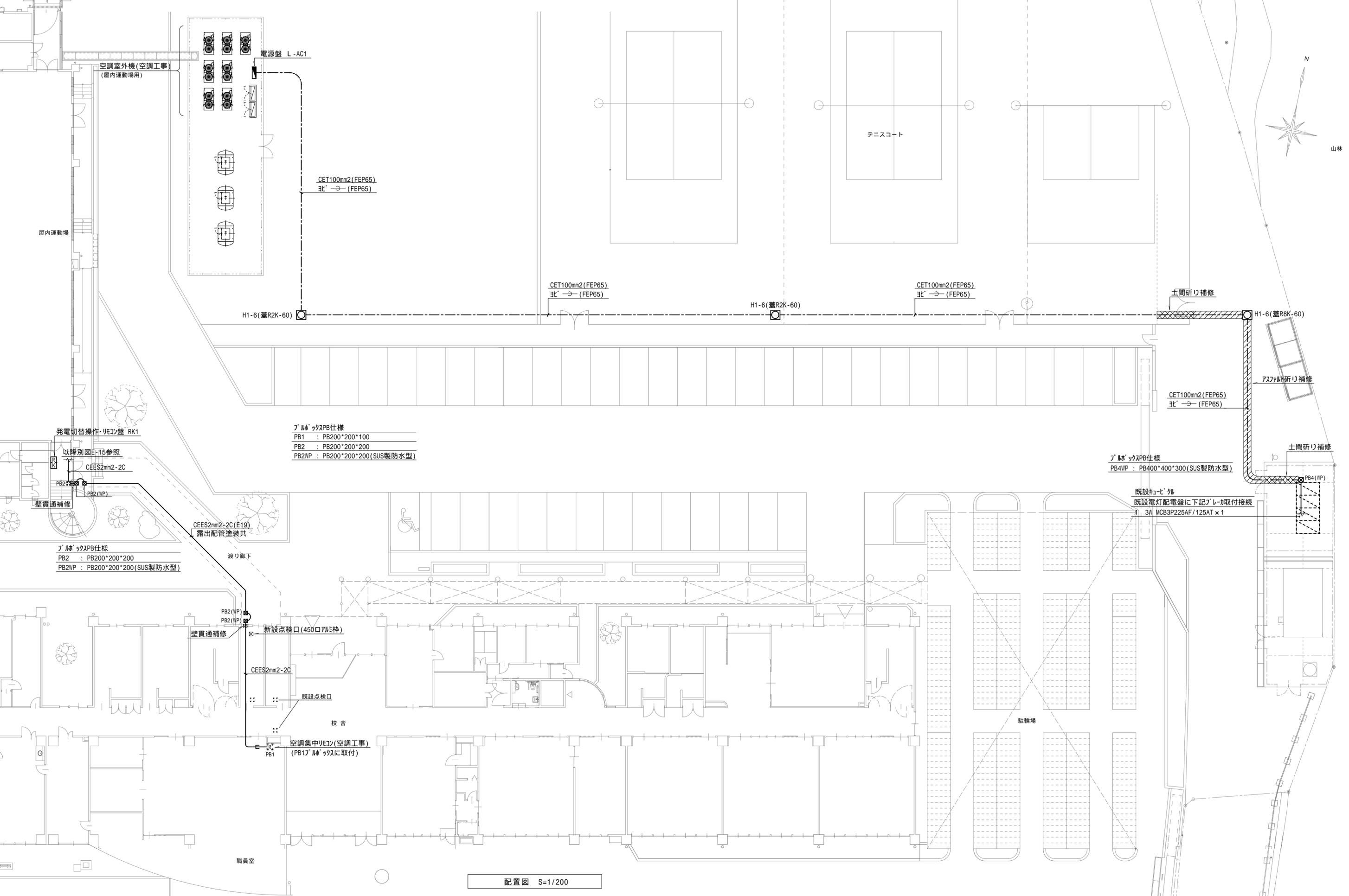


R K 1 取付参考図



盤は屋内露出型	
函体	鋼板製
扉板	"
塗装	メラミン焼付指定色塗装

発電切替操作・リコン盤 R K 2 参考姿図



ブロッックPB仕様
 PB1 : PB200*200*100
 PB2 : PB200*200*200
 PB2WP : PB200*200*200(SUS製防水型)

ブロッックPB仕様
 PB2 : PB200*200*200
 PB2WP : PB200*200*200(SUS製防水型)

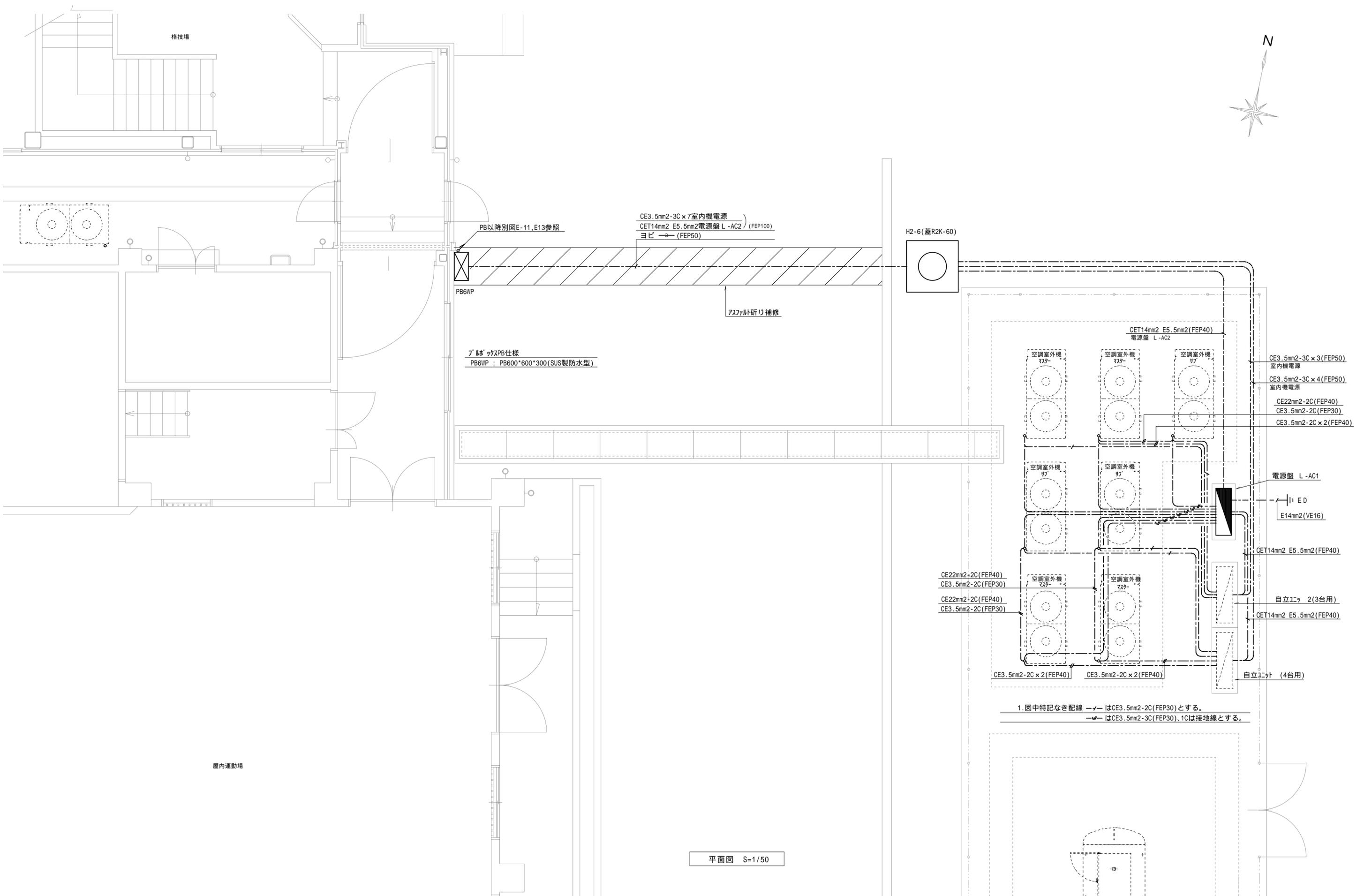
ブロッックPB仕様
 PB4WP : PB400*400*300(SUS製防水型)

既設ケーブル
 既設電灯配電盤に下記ブレーカ取付接続
 1. 3W MCB3P225AF/125AT x 1

空調集中リコン(空調工事)
 (PB1ブロッックに取付)

配置図 S=1/200

JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事	TITLE 屋外配線図	SCALE 1/200	DATE	No E-10	 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗 <small>1級建築士登録119292号 PHONE(088)686-6491</small>



格技場

N

CE3.5mm2-3C×7室内機電源
 CET14mm2 E5.5mm2電源盤 L-AC2 (FEP100)
 ヨビ → (FEP50)

PB以降別図E-11, E13参照

H2-6(蓋R2K-60)

PB6WP

アスファルト張り補修

プラスチックPB仕様
 PB6WP : PB600*600*300(SUS製防水型)

CET14mm2 E5.5mm2(FEP40)
 電源盤 L-AC2

CE3.5mm2-3C×3(FEP50)
 室内機電源
 CE3.5mm2-3C×4(FEP50)
 室内機電源
 CE22mm2-2C(FEP40)
 CE3.5mm2-2C(FEP30)
 CE3.5mm2-2C×2(FEP40)

電源盤 L-AC1
 E D
 E14mm2(VE16)

CET14mm2 E5.5mm2(FEP40)

自立ユニット (3台用)

CET14mm2 E5.5mm2(FEP40)

自立ユニット (4台用)

CE22mm2-2C(FEP40)
 CE3.5mm2-2C(FEP30)

CE22mm2-2C(FEP40)
 CE3.5mm2-2C(FEP30)

CE3.5mm2-2C×2(FEP40)

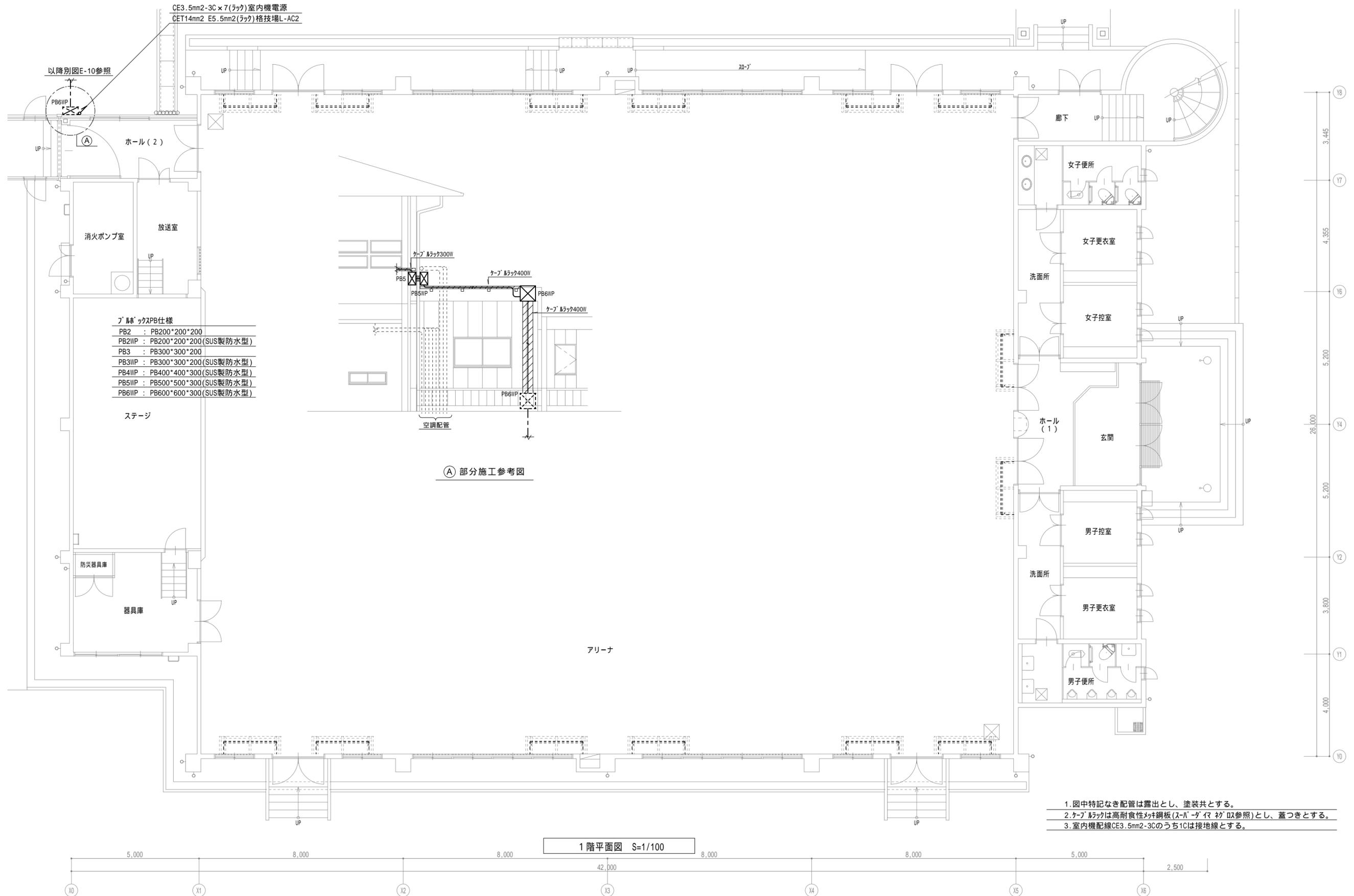
CE3.5mm2-2C×2(FEP40)

1. 図中特記なき配線 一線はCE3.5mm2-2C(FEP30)とする。
 一線はCE3.5mm2-3C(FEP30)、1Cは接地線とする。

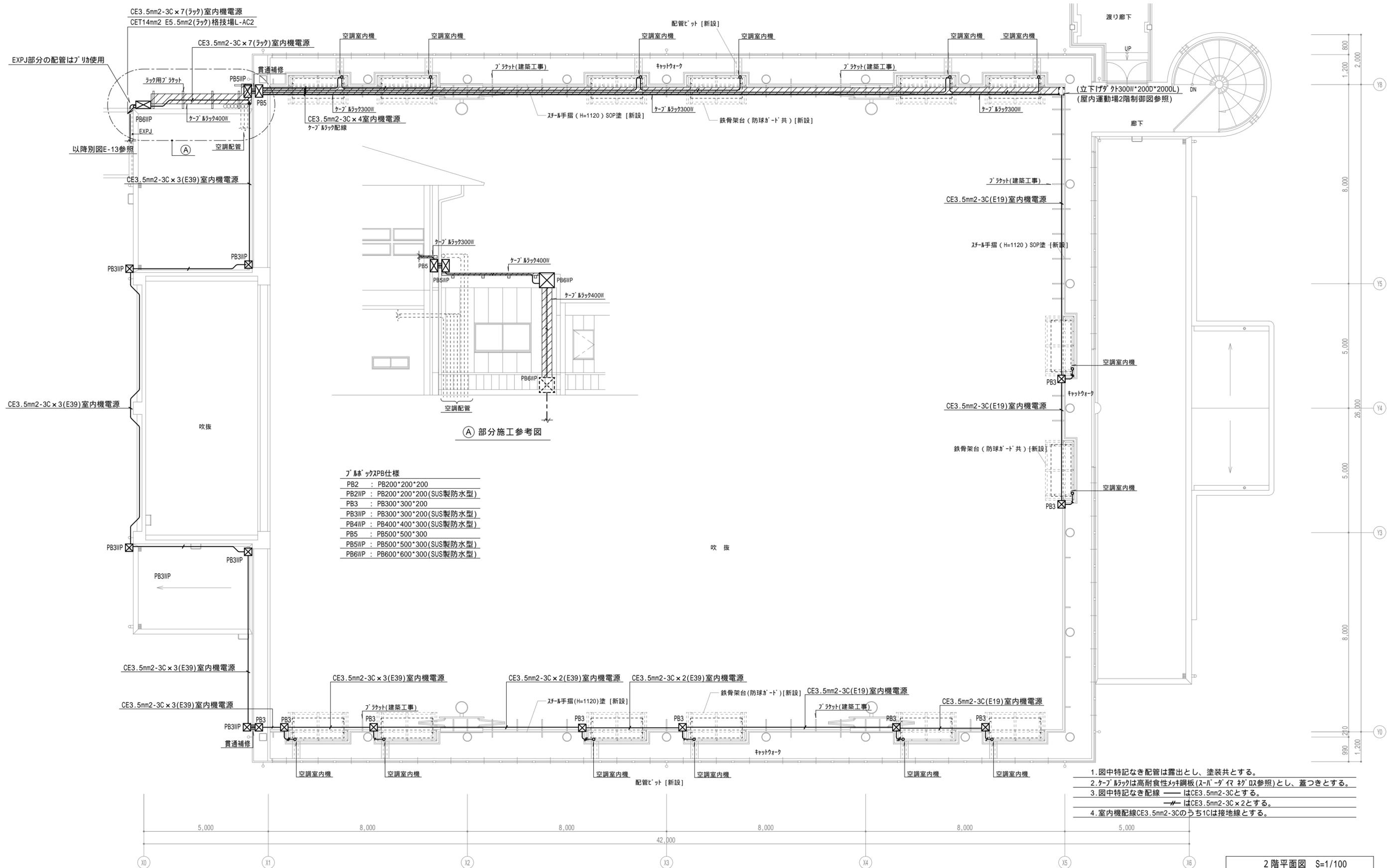
屋内運動場

平面図 S=1/50

JOB	鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事		No	E-11
TITLE	屋外室外機周り電源配線図	SCALE	1/50	DATE
			 株式会社 松村建築計画研究所 管理建築士 松村史朗 <small>1級建築士登録119292号 PHONE(088)686-6491</small>	



1. 図中特記なき配管は露出とし、塗装共とする。
2. ケーブル トラップは高耐食性メッキ鋼板(スチール-ゲイム 材)取参照)とし、蓋つきとする。
3. 室内機配線CE3.5mm2-3Cのうち1Cは接地線とする。



ボックスPB仕様

PB2	: PB200*200*200
PB2WP	: PB200*200*200(SUS製防水型)
PB3	: PB300*300*200
PB3WP	: PB300*300*200(SUS製防水型)
PB4WP	: PB400*400*300(SUS製防水型)
PB5	: PB500*500*300
PB5WP	: PB500*500*300(SUS製防水型)
PB6WP	: PB600*600*300(SUS製防水型)

1. 図中特記なき配管は露出し、塗装共とする。
2. ケーブルラックは高耐食性メッキ鋼板(スチール)とし、蓋つきとする。
3. 図中特記なき配線はCE3.5mm2-3Cとする。
——はCE3.5mm2-3C x 2とする。
4. 室内機配線CE3.5mm2-3Cのうち1Cは接地線とする。

2階平面図 S=1/100

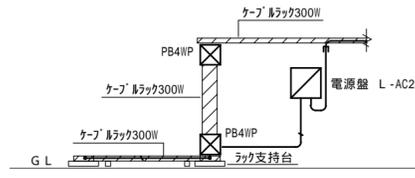
JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事
 TITLE 屋内運動場2階 電源配線図
 SCALE 1/100
 DATE

No E-13

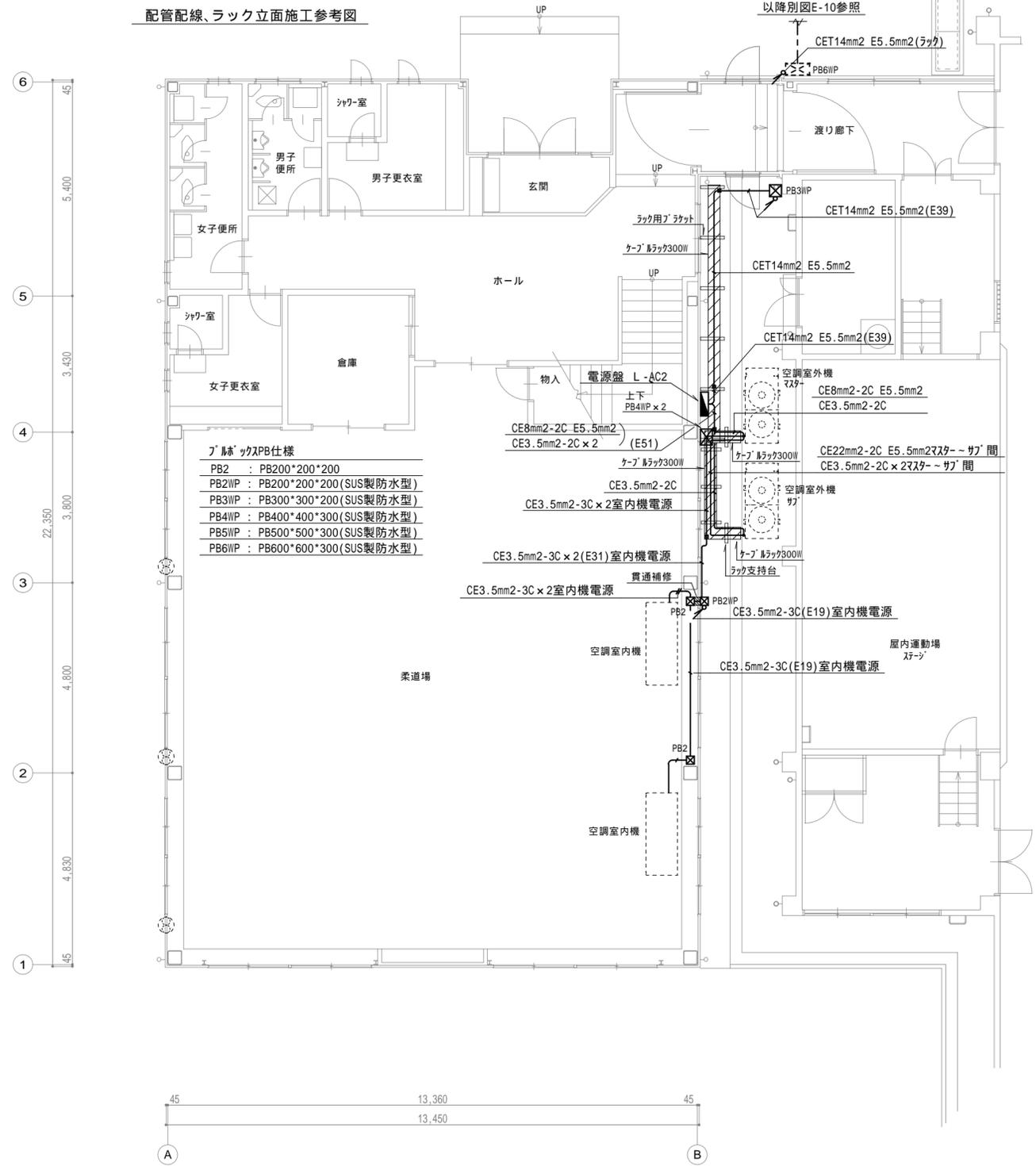


株式会社 松村建築計画研究所
 管理建築士 松村史朗

1級建築士登録119292号
 PHONE(088)686-6491



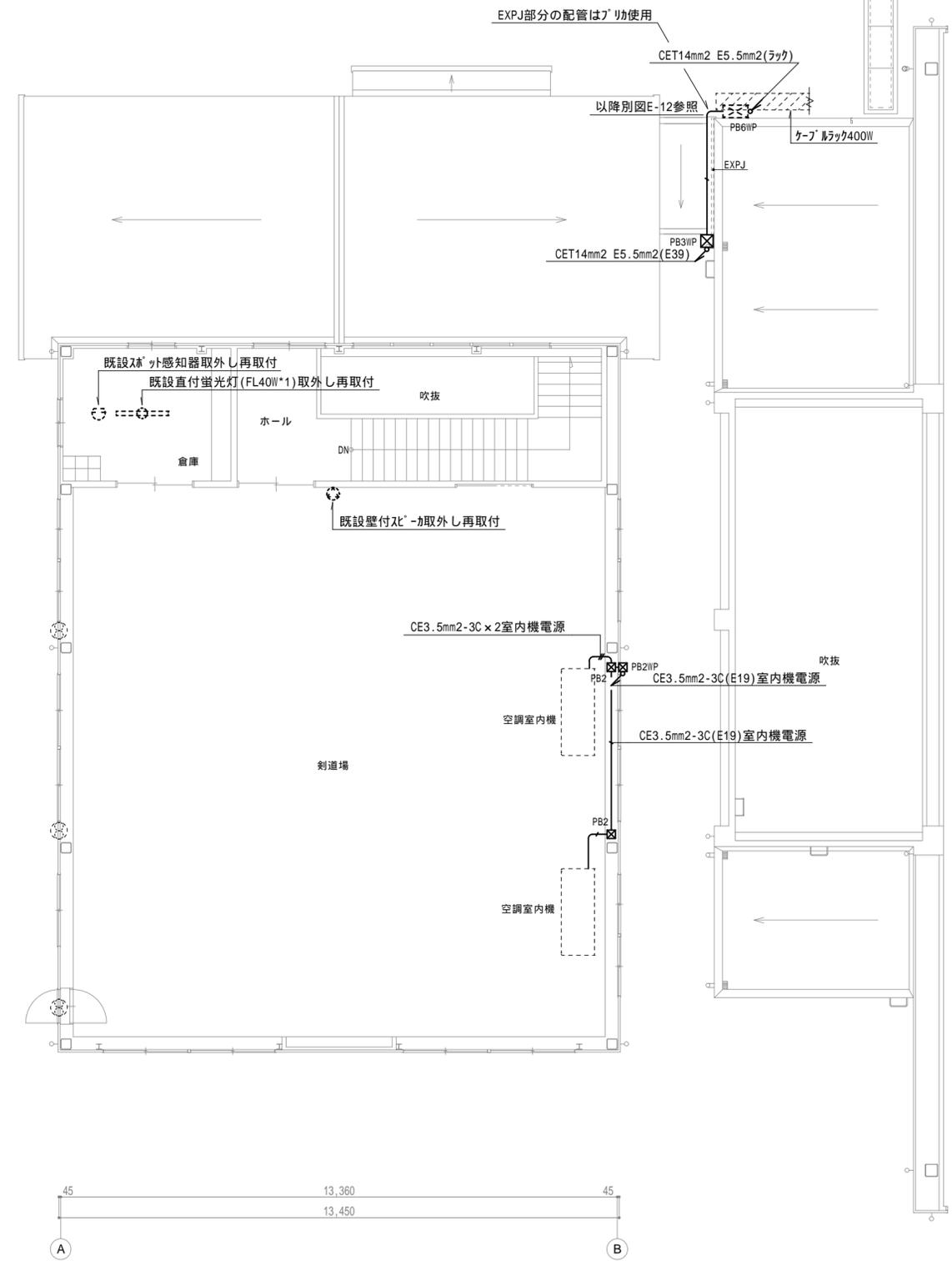
配管配線、ラック立面施工参考図



ケーブルラックPB仕様

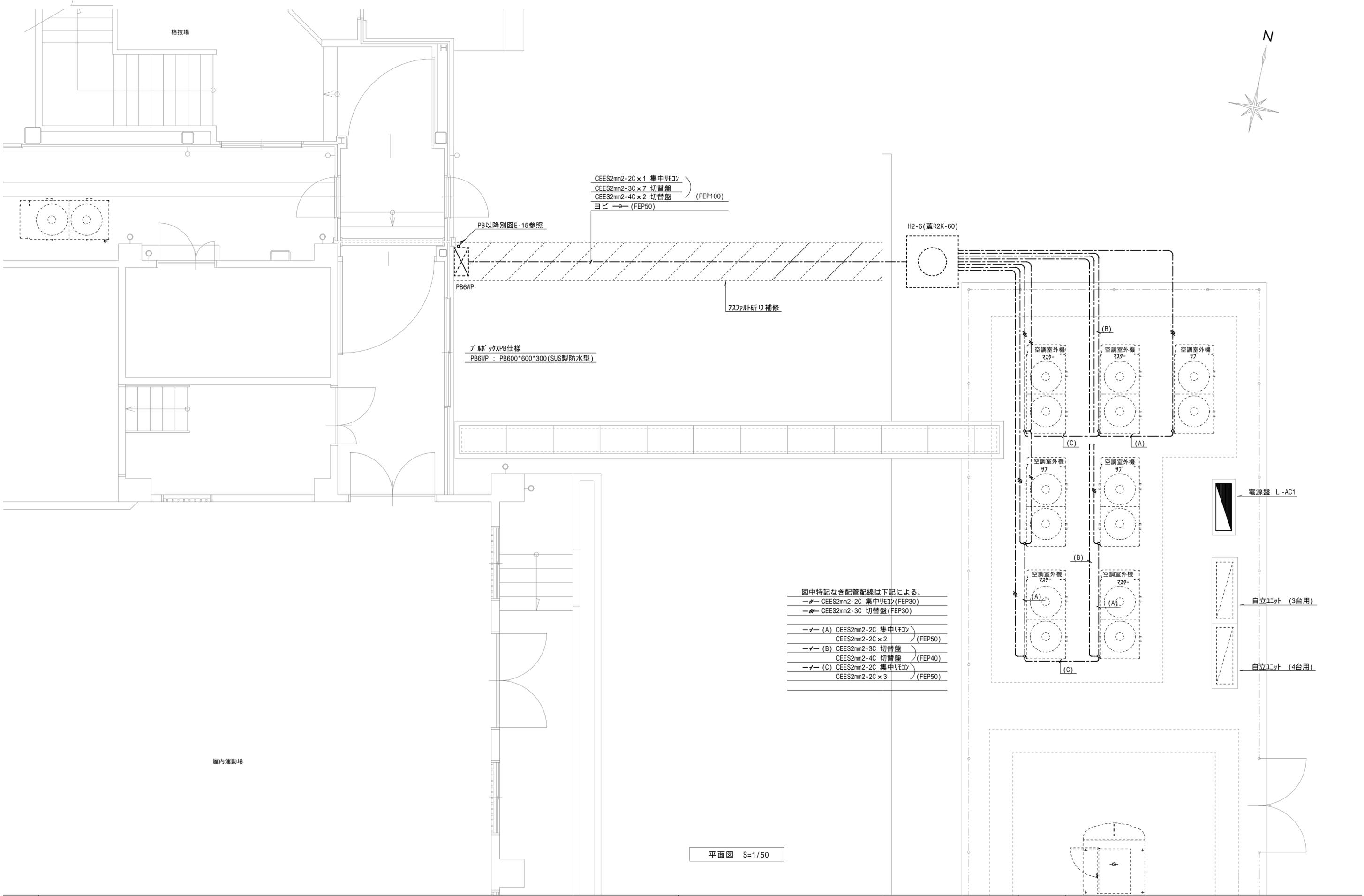
PB2	: PB200*200*200
PB2WP	: PB200*200*200(SUS製防水型)
PB3WP	: PB300*300*200(SUS製防水型)
PB4WP	: PB400*400*300(SUS製防水型)
PB5WP	: PB500*500*300(SUS製防水型)
PB6WP	: PB600*600*300(SUS製防水型)

1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

1. 図中特記なき配管は露出とし、塗装共とする。
2. ケーブルラックは高耐食性付鋼板(スハ-ガイ 矽)取付とし、蓋つきとする。
3. 室内機配線CE3.5mm2-3Cのうち1Cは接地線とする。



CEES2mm2-2C x 1 集中配線 (FEP100)
 CEES2mm2-3C x 7 切替盤 (FEP100)
 CEES2mm2-4C x 2 切替盤 (FEP100)
 ヨビ (FEP50)

PB以降別図E-15参照

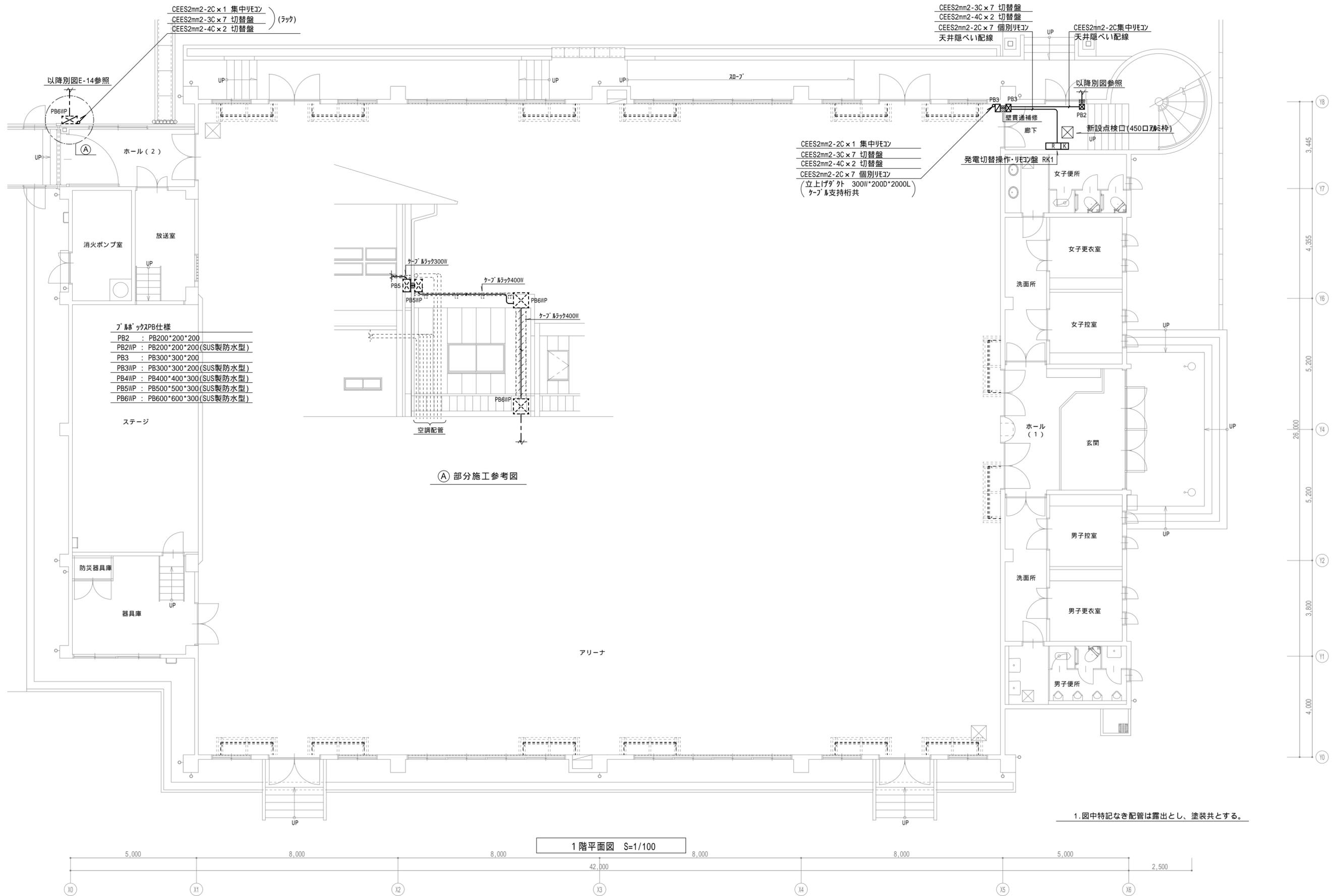
H2-6 (蓋R2K-60)

アスファルト張り補修

フレックスPB仕様
 PB6WP : PB600*600*300(SUS製防水型)

- 図中特記なき配管配線は下記による。
- #- CEES2mm2-2C 集中配線 (FEP30)
 - #- CEES2mm2-3C 切替盤 (FEP30)
 - /- (A) CEES2mm2-2C 集中配線 (FEP50)
 - CEES2mm2-2C x 2 (FEP50)
 - /- (B) CEES2mm2-3C 切替盤 (FEP40)
 - CEES2mm2-4C 切替盤 (FEP40)
 - /- (C) CEES2mm2-2C 集中配線 (FEP50)
 - CEES2mm2-2C x 3 (FEP50)

平面図 S=1/50



CEES2mm2-2C×1 集中リネコ
 CEES2mm2-3C×7 切替盤
 CEES2mm2-4C×2 切替盤 (ラック)

CEES2mm2-3C×7 切替盤
 CEES2mm2-4C×2 切替盤
 CEES2mm2-2C×7 個別リネコ
 天井隠ぺい配線

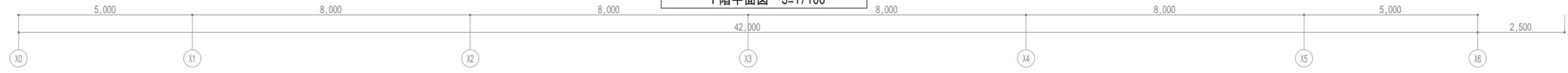
CEES2mm2-2C×1 集中リネコ
 CEES2mm2-3C×7 切替盤
 CEES2mm2-4C×2 切替盤
 CEES2mm2-2C×7 個別リネコ
 (立上げゲタ 300W*200D*2000L)
 ケーブル支持桁共

ブネックスPB仕様
 PB2 : PB200*200*200
 PB2WP : PB200*200*200(SUS製防水型)
 PB3 : PB300*300*200
 PB3WP : PB300*300*200(SUS製防水型)
 PB4WP : PB400*400*300(SUS製防水型)
 PB5WP : PB500*500*300(SUS製防水型)
 PB6WP : PB600*600*300(SUS製防水型)

① 部分施工参考図

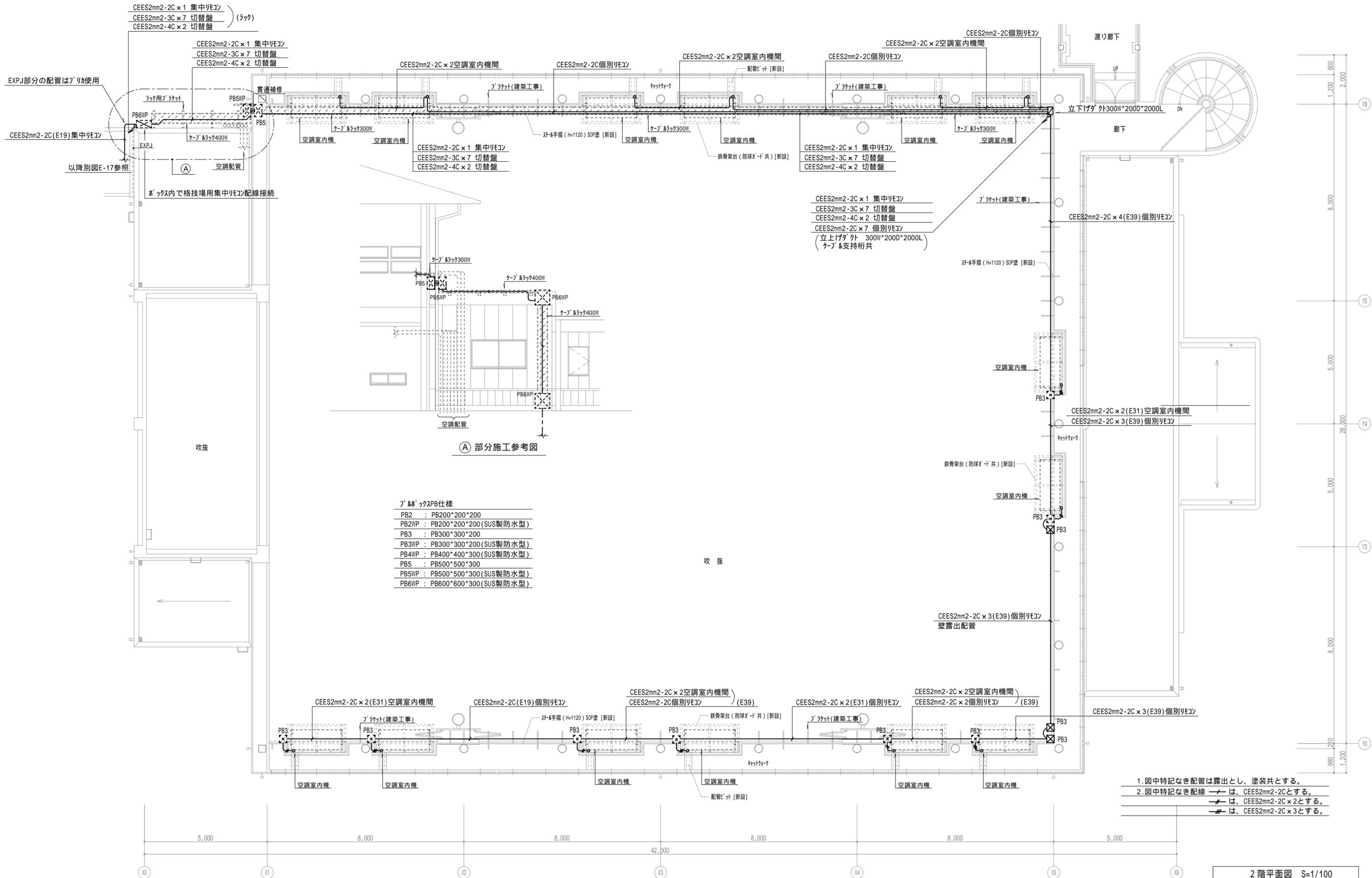
1. 図中特記なき配管は露出し、塗装共とする。

1階平面図 S=1/100



JOB 鳴門市大麻中学校屋内運動場等空調設備工事のうち電気工事
 TITLE 屋内運動場1階 制御配線図
 SCALE 1/100
 DATE

No E-16
 株式会社 松村建築計画研究所
 管理建築士 松村史朗
 1級建築士登録119292号
 PHONE(088)686-6491



パネルボックス仕様

PB2	: PB200*200*200
PB2WP	: PB200*200*200(SUS製防水型)
PB3	: PB300*300*200
PB3WP	: PB300*300*200(SUS製防水型)
PB4WP	: PB400*400*300(SUS製防水型)
PB5	: PB500*500*300
PB5WP	: PB500*500*300(SUS製防水型)
PB6WP	: PB600*600*300(SUS製防水型)

1. 図中特記なき配管は露出とし、塗装とする。
2. 図中特記なき配線
 - は、CEES2mm2-2Cとする。
 - は、CEES2mm2-2Cとする。
 - は、CEES2mm2-2C x 3とする。

2階平面図 S=1/100



